

第 6 7 号議案

足立区綾瀬駅東口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区綾瀬駅東口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

足立区綾瀬駅東口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（令和 3 年足立区条例第 1 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（適用区域）

第 2 条 この条例の規定は、都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 0 条第 1 項の規定による都市計画の決定の告示があった東京都市計画地区計画綾瀬駅東口周辺地区地区計画（以下「地区計画」という。）の区域のうち、同法第 1 2 条の 5 第 2 項第 1 号に規定する地区整備計画が定められた区域（以下「地区整備計画の区域」という。）に適用する。

第 4 条第 1 項中「それぞれ」を削り、同条第 5 項第 1 号中「（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）」を削り、同条第 6 項第 1 号中「前項各号」を「第 2 項及び前項各号」に改める。

第 5 条中「計画図 3」を「計画図 4」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条、第 4 条関係）

	ア	イ
--	---	---

地区の区分	建築物の用途の制限	建築物の敷地面積の最低限度
駅前大規模用地地区 A	1 次に掲げる建築物。ただし、この地区計画の都市計画決定の告示日において現に使用する用途と同様の用途に供するものは、この限りでない。	3, 000 m ²
駅前大規模用地地区 B	<p>(1) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第6項から第10項までに規定する性風俗関連特殊営業の用途に供するもの</p> <p>(3) ナイトクラブその他設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（前号に該当する営業を除く。）の用途に供するもの</p> <p>(4) ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダン</p>	2, 500 m ²

スを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。)の用途に供するもの

(5) 足立区特別工業地区建築条例(平成15年足立区条例第37号)別表(1)及び(2)に掲げる用途に供するもの

2 用途の制限(地区計画の計画図3に示す用途の制限をいう。以下同じ。)1号に接する敷地(敷地の2辺以上が用途の制限1号に連続して接する場合、面する部分は1の辺とみなす。)においては、用途の制限1号に面する1階及び2階部分の主たる用途が、次に掲げる用途以外の建築物。ただし、住宅に付帯する玄関等共用部分についてはこの限りでない。

(1) 店舗、飲食店その他これらに類するもの

(2) 事務所

(3) 運動施設その他これらに類するもの

(4) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場

	<p>(5) 診療所又は病院</p> <p>(6) 児童福祉施設等</p> <p>(7) 学校、図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの</p> <p>(8) 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設</p> <p>(9) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物</p>	
公共施設地区		
公共公益施設地区	<p>次に掲げる用途の建築物。ただし、この地区計画の都市計画決定の告示日において現に使用する用途と同様の用途に供するものは、この限りでない。</p> <p>1 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第6項から第10項までに規定する性風俗関連特殊営業の用途に供するもの</p> <p>3 ナイトクラブその他設備を</p>	

設けて客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業（前項に該当する営業を除く。）の用途に供するもの

4 ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業（客にダンスを教授するための営業のうちダンスを教授する者が客にダンスを教授する場合にのみ客にダンスをさせる営業を除く。）の用途に供するもの

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

地区計画の変更に伴い、条例の規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。